

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式 一問一答方式

質問件名 家族介護やケアを担うヤングケアラーについて

【質問要旨】

ケアラーとはケアワーカーのことではなく、こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアに必要な家族や近親者・友人・知人などを無償でケアをする人たちのことです。厚生労働省がヤングケアラーについて行った実態調査では、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護(障がい・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など)や世話(年下のきょうだいの世話など)をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている 18 歳未満の子どもを「ヤングケアラー」と定義しています。

2018 年に白梅学園大学が市内の小中学校を対象に「ヤングケアラー」についての実態調査を行いました。そのことを受け、2018 年 12 月定例会で「ヤングケアラー」についての一般質問を行いました。それから 2 年になりますが市としての取り組み状況が気になっています。先日、祖母の介護をしていた 21 歳の孫娘が介護を苦に祖母を殺害するという事件の報道がありました。女性が犯した罪は許されないことです。しかし、親族たちの協力が得られず、孤立無援で極限状態に追い込まれていたことで起きてしまった事件だと考えます。超高齢社会になり高齢者はますます増加していき、誰もが介護やケアを担う社会となることが予測されます。家族介護やケアの一端を担うヤングケアラーに対する支援の考え方や取り組みについて以下質問します。

- 1 2018 年 12 月定例会での一般質問の際に要望をいたしました、市立小・中学校の教員に対するヤングケアラーについての研修等は行われましたか。
- 2 今年度、ヤングケアラーに該当するような児童生徒はいましたか。
- 3 児童生徒、教員、保護者に対しヤングケアラーについて周知していくことが大切だと考えますが教育委員会の見解は。
- 4 認知症高齢者や精神疾患を患う母や父、障害のあるきょうだいなどが相談や支援サービスを利用する際に家族の中に 18 歳未満の子どもが含まれているか聞き取りを行っていますか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

2020 年 11 月 12 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 山崎 とも子

受付番号【 】

27	26	25	24

— (/)